支給決定までのフロー図

①相談【相談窓口】相談支援事業所や指定特定相談支援事業所
（障がい福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請）

②申請（新規・更新・変更）

【申請窓口】
佐世保市役所　　障がい福祉課

心身の状況に関する
80 項目の
アセスメント
（市町村）

介護給付を希望の場合

主治医の意見書

障害支援区分の一次判定
（コンピュータ判定）

二次判定
（審査会）
※１

障害支援
区分の認定
（市町村）

認定に
不服がある方

不服審査会

委員は、人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

※１
認定審査会は、審査会（合議体）の委員は医療、保健、福祉の専門分野から障がい者の実情に精通し、中立かつ公平な立場で審査を行える５人の委員により構成されている。

③サービス等利用計画案の作成

④決定・交付

⑤事業者と契約

⑥サービスの利用開始

⑦モニタリング

訓練等給付を希望の場合

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- 旧更生医療
- 旧育成医療（都道府県が実施）
- 旧精神通院医療（都道府県が実施）

補装具

その他のサービス

- 特定障害者特別給付
- 計画相談支援給付
- 高額障害児通所給付
- 地域相談支援給付
- 療養介護医療　など

障がい児に対するサービス（児童福祉法による給付）

- 障害児通所支援
- 障害児入所支援
- 高額障害児通所給付付
- 高額障害児入所給付
- 障害児相談支援　など

市町村

地域生活支援事業

- 相談支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- その他の日常生活または社会生活支援
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス

支援

都道府県

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成　　など